

**令和6年度
第2回指導主事会議 - 部会別**

学校保健係

1 児童生徒の適正な健康管理

(1) 学校における感染症対策

(2) アレルギー疾患対応

(3) 心の健康の保持増進

2 適切な健康診断

(1) 適切な健康診断の実施と事後措置の徹底について

(2) バクスミー投与について

1 児童生徒の適正な健康管理

(1) 学校における感染症対策

【出席停止】

○学校保健安全法 第19条（出席停止）

第20条（臨時休業）

○学校保健安全法施行令 第6条（出席停止の指示）

○学校保健安全法施行規則 第18条（感染症の種類）

第19条（出席停止の期間の基準）

第1種：治癒するまで
第2種：感染症ごとに規定
第3種：医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」について、群馬県では定めていない。

①出席停止については、これまでと同様認めない。

②集団発生が見られ、かつ感染拡大の予防が必要と考えられるときは、臨時休業することができる。

感染症情報収集システムへの入力について

*システムには出席停止として入力しない

・閉鎖の入力 ⇒ 検討した日（早帰りした日など）は入力しない。閉鎖をした日を入力する。

・「感染症情報収集システム」入力の手引（改訂版）」平成28年2月（改訂）群馬県教育委員会

群馬県総合教育センターHPに掲載（※参考）2

●早期発見

学校等欠席者・感染症情報システム

- ・ 児童生徒教職員の健康管理
- ・ 近隣校や地域、県内の流行状況の把握
- ・ 学校環境衛生管理としての日常点検等の実効

- ・ 毎日 13時までに入力する
- ・ 病気に係る欠席の入力をする 原則「その他」の入力はしない
- ・ 氏名など個人情報を入力しないこと
- ・ 学校医へログインID・パスワードを伝える

※疑いを含む「麻しん」、「風しん」、「結核」、「腸管出血性大腸菌感染症」については、入力前に管轄の教育委員会へ連絡する。

●学校等欠席者・感染症情報システム



施設名：群馬県教育委員会

施設名	欠席・出席停止者総数(人)	欠席者の症状(人)										出席停止(人)															
		発熱	頭痛	急性呼吸器症状	下痢・腹痛	嘔気・嘔吐	発疹	インフルエンザ様症状	その他	インフルエンザ	感染性胃腸炎	溶連菌感染症	おたふくかぜ	水ぼうそう	マイコプラズマ感染症	伝染性紅斑	手足口病	咽頭結膜熱	流行性角結膜炎	新型コロナウイルス感染症	その他	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖	在籍者数		

「感染症情報収集システム」 入力の手引(改訂版) (群馬県 公立学校用)

平成28年2月(改訂)
群馬県教育委員会

▶ 文科省HP

▶ 群馬県総合教育センターHP

< 麻しんの出席停止期間の基準 >

解熱後 3 日を経過した後

< 風しんの出席停止期間の基準 >

発疹の消失後

- ・ 児童生徒教職員の予防接種
第 2 期定期予防接種の勧奨
予防接種歴の確認
教職員への情報提供

学校における 麻しん 対策ガイドライン

第二版

作成 国立感染症研究所感染症疫学センター

監修 文部科学省、厚生労働省

平成 30 年 2 月作成

学校における麻しん対策

◇◇ 取組・対応の事例について ◇◇

〇〇 内容 〇〇

1. はじめに（麻しん発生状況の経過）
2. 群馬県の麻しん対策について
3. 学校における麻しん対策について（発生時の対応等）
4. 学校での対応事例
5. 参考資料（関係法規、啓発資料等）

平成 23 年 3 月

群馬県教育委員会スポーツ健康課



（県教委スポーツ健康課 麻しん風しん定期予防接種応援団）

群馬県総合教育センターHPに掲載

【※参考】群馬県総合教育センターHP ⇒ 【各種発行・提供資料】 ⇒ トップページ 健康体育課

- リンク
- 群馬県
 - 群馬県教育委員会
 - 【各課発行・提供資料】**
 - 群馬県教育研究所連盟
 - 連盟双書刊行会
 - 国立教育政策研究所
 - 文部科学省
 - 外国人の子供ポータルサイト
 - 総合教育センター紹介動画

群馬県教育委員会 各課発行・提供資料

トップページ	
総務課	>
管理課	>
福利課	>
学校人事課	>
義務教育課	>
高校教育課	>
特別支援教育課	
生涯学習課	
文化財保護課	
健康体育課	>

【健康推進学校表彰】

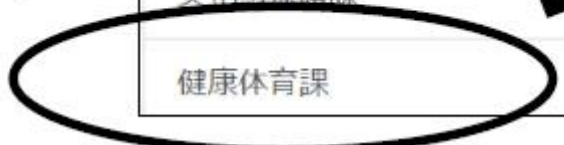
- 令和5年度 群馬県健康推進学校表彰 受賞校の紹介
- 令和6年度 応募様式 (1-R6募集要項.pdf 2-R6募集要項.pdf)

【歯科保健】

- 系統的な歯科保健教育.pdf

【感染症対応】 new!

- (合本) H23年3月作成 学校における麻しん対策.pdf
- 感染症情報収集システム入力の手引(改訂版).pdf



1 児童生徒の適正な健康管理

(2) アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

「学校における食物アレルギー対応マニュアル《令和5年度改訂》」（群馬県教育委員会）を参考に、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表（令和5年度改正）」に基づいた「個別取組プラン」を作成し、個に応じた健康管理を行う。

日常の取組と事故防止

アレルギー疾患を有する児童生徒の有無に関わらず校内食物アレルギー対策委員会を設置し、迅速かつ適切に組織的な対応ができるよう整備しておく。

緊急時の対応

校内の緊急体制の整備と共にAEDやエピペン等の実践的な校内研修の実施する。

引継ぎ

進級、進学に伴い、関係者に漏れのないよう引継ぎを行う。

学校における
食物アレルギー
対応マニュアル
《令和5年度改訂》



©Gunma pref. GUNMACHAN

群馬県教育委員会
監修：群馬県医師会

食物アレルギーの対応

アレルギー疾患用 学校生活管理指導表

(令和5年度改訂版)

主治医様

学校(園)生活において、アレルギー疾患で特別な配慮や管理が必要な子どもの健康管理を適切に行うため、「活用のしおり～主治医用～」(表紙裏面)をご覧いただき、必要事項の御記入をお願いいたします。
なお、症状などの状況に応じて指導内容に変更などがある場合は、再度御記入をお願いいたします。

【様式】

1. 気管支ぜん息
2. アトピー性皮膚炎
3. アレルギー性結膜炎
4. アレルギー性鼻炎
- 5-1. 食物アレルギー・アナフィラキシー
- 5-2. 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応

「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の提出が必要な児童生徒・園児

- ① 学校・園の活動で食事対応が必要な場合(給食、調理実習、宿泊学習等)
- ② 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応として、エビペンや内服薬が処方されている場合
- ③ 保護者が希望する場合
- ④ 学校・園が必要と認める場合
- ⑤ 主治医・学校医が必要と認める場合

*下記は学校で記入してください。

名前	前							性	男・女
生年月日	年	月	日	生まれ	別				
学校(園)名									
学校医名									
学年	1	2	3	4	5	6			
組									

*下記は保護者が内容を確認し、サインをしてください。

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

群馬県教育委員会
群馬県医師会

*下記は学校で記入してください。

名前	前							性	男・女
生年月日	年	月	日	生まれ	別				
学校(園)名									
学校医名									
学年	1	2	3	4	5	6			
組									

【学校医名の記載について】

令和2年度に改訂された管理指導表を使用している場合
→ 表紙を差し替える

□ 入学、進学に係る記載

・小学校入学前に渡す場合

→ 小学校の学校医名記載、余白に「〇〇年4月入学予定」と記載

・中学校入学に向けた受診(小学校6年生在籍中)、高校入学に向けた受診(中学校3年生在籍中)の場合

→ 保護者、主治医に進学に向けた受診であることを理解してもらう

→ 新しい管理指導表に在籍している学校名及び学校医名記載し、入学後に表紙を差し替える。

1 児童生徒の適正な健康管理

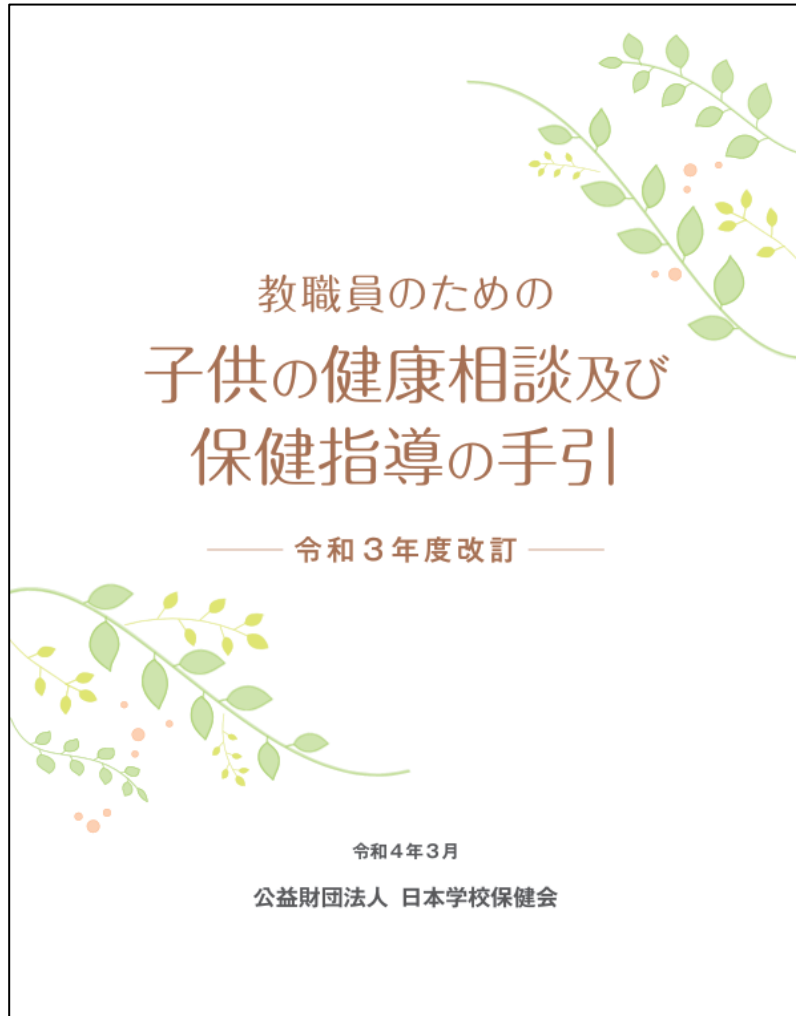
(3) 心の健康の保持増進



心身の健康の保持増進

- メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成
 - ・日頃からの健康観察の強化と結果の活用
 - ・家庭や関係機関等との連携強化
 - 性に関する指導、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実
 - ・教育活動全体を通じた推進
 - ・外部講師の活用
 - 望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実
- 小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

▶ 日本学校保健会HP



子供たちの心身の不調の早期発見や、
自己管理能力の育成に向けて

日頃からの健康観察の強化

家庭・関係機関等との連携強化

2 適正な健康診断

(1) 適切な健康診断等の実施と事後措置の徹底

文部科学省「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断実施に当たって留意すべき事項について」
(令和6.9.18付事務連絡)

◆検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けでないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

◆健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知する等、適切に対応する。

学校健康診断実施上の留意点

 学校医 / 教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1 身長及び体重 | 2 栄養状態 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 4 視力及び聴力 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 | 8 結核の有無 |
| 9 心臓の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| 11 <u>その他の疾病及び異常の有無</u> | |

《項目の追加》

上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

(参照) 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 (日本学校保健会)²

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



◆学校健康診断実施上の留意点(別添)

学校医／教育委員会・学校**共通の資料**。

◆児童生徒等の健康診断の実施について

(群馬県教育委員会作成)

- ・健康診断の法的位置付け
- ・市町村教育委員会は、地域の医師会と、各学校は学校医と十分に共通理解を図ること
- ・設置者及び学校の責任において、適切な健康診断の実施していただくようお願いしたい

文部科学省「児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であることから、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について」（令和6.1.22付事務連絡）

群馬県教育
委員会作成

児童生徒等の 健康診断の実施について

群馬県教育委員会事務局健康体育課

児童生徒等の健康診断

<健康診断の法的位置付け>

学校教育法

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、**健康診断**を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

平成27年改訂
日本学校保健会

児童生徒等の 健康診断 マニュアル

平成27年度
改訂

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 監修

公益財団法人 日本学校保健会

令和6年度第2回県指導主事会議：
群馬県教育委員会健康体育課学校保健係

2 適正な健康診断 (2) I 型糖尿病低血糖発作時の対応について

文部科学省「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミーR）投与について」（令和6.1.25付事務連絡）

健体第46-27号「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミーR）投与に関する指示書について」（令和6.1.11付）

事務連絡
令和6年1月25日

各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミーR）
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ、認可外保育施設、児童発達支援、放課後児童クラブ、児童館において児童生徒

健体第46-27号
令和6年11月11日

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局
健康体育課長 橋 憲市

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミーR）投与に関する指示書について（通知）

このことについて、健体第46-21号「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミーR）投与について」（令和6年1月29日付）に基づく対応をお願いしているところです。これまで、糖尿病児の管理については、児童生徒健康管理対策実施要綱【2024年度版】の「糖尿病児の治療・緊急連絡表について（様式17）」を活用して、適切な対応をお願いしてお

グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）について

※学校で記入

学校名 _____

児童・生徒名 _____ 年 組 番 氏名 _____

当該児童生徒は低血糖発作を惹起する可能性のある治療を継続しております。補食による低血糖時には、グルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要があると想定されます。当該行為は緊急やむを得ずに行われるものであり、以下4つの条件を満たす場合は医師法違反とならないと解釈される。以下の対応をお願いいたします。

(1) 医師から事前説明を受けていること

- ・当該児童生徒は糖尿病治療のため、インスリン注射を継続する必要がありますが、その副作用を生じることがあります。意識状態が悪く、経口摂取ができず、補食による低血糖改善が困難な場合には、グルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要があります。
- ・様式17-1裏、様式17-2にて、使用の際の留意事項に関する指示を受けていること

(2) 学校におけるグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）使用のお願い

- ・低血糖発作時に、意識状態が悪く、経口摂取できない場合には当該児童生徒にグルカゴン点鼻粉末剤を使用してください。その場合は、様式17-1表、様式17-2の指示に従ってください。

※保護者署名

保護者名 _____ (連絡先 TEL) _____

(3) 留意点について

- ・グルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童生徒本人であるか確認すること
- ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること

(4) 事後指導について

- ・当該児童生徒の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童生徒を受診させること。

◆様式17-1裏 条件を満たす場合に、保護者に代わって投与可

※バクスマー®を処方されている場合

意識障害やけいれんを伴う低血糖時の対応

様式17-2

※学校で記入

記載日（西暦） _____ 年 月 日

医師名 _____

医療機関 _____

連絡先（TEL） _____

※学校で記入

学校名 _____ 年 組 番 氏名 _____

保護者連絡先 _____

バクスマー® 校内保管場所 _____

バクスマー® 使用期限（西暦） _____ 年 月 ※期限が切れる前に主治医に相談してください。

登下校時の携帯方法等 _____

【対応】

※バクスマー®を使用することが認められる児童生徒本人であることを確認する

- ①躊躇せず、ただちにバクスマー®を点鼻する。
- ②保護者・主治医に緊急連絡し、救急車にて主治医または近くの病院に転送する。
- ③救急車を待つ間、ブドウ糖やスティック糖、砂糖などを口内の頬粘膜になすりつけてもよい。

低血糖症状が出現した時間をチェック！
症状が改善しても1人にしない。安静にする！

※当該児童生徒が自ら投与できない場合には、代わりに園・学校の職員が投与可能です。その際、医師法など法律には抵触しません。

バクスマー®点鼻粉末剤の使い方

バクスマー®点鼻粉末剤サイト
http://www.diabetes.co.jp/consumer/usage/baqsimil
は動画にて詳しい使い方を確認いただけます。



- 1 点鼻容器の先端を片方の鼻の穴にしっかりと差し込んでください。
人差し指又は中指が鼻に当たるまで、点鼻容器の先端を片方の鼻の穴にしっかりと差し込んでください。
- 2 固のように親指と人差し指、中指で点鼻容器を持ってください。**強く打ちはしないでください。**
- 3 注人ボタンを押す際に抵抗を感じる場合がありますが、最後まで一気に押し込んでください。
注人ボタンを押す際は最後まで押し切ってください。緑色の線が見えなくなるまで押し込むと、噴霧が完了します。

噴霧完了の確認

- 正しく噴霧できている
- × 正しく噴霧できていない

緑色の線が見えている状態では噴霧できていません。緑色の線が見えている場合には、再度②からやり直し、噴霧後に緑色の線が見えなくなったことを確認してください。

- 1 性・エイズ教育及び薬物乱用防止
教育の推進について
- 2 がん教育について
- 3 群馬県学校保健関係調査について

令和6年度学校教育の指針（健やかな体の育成）

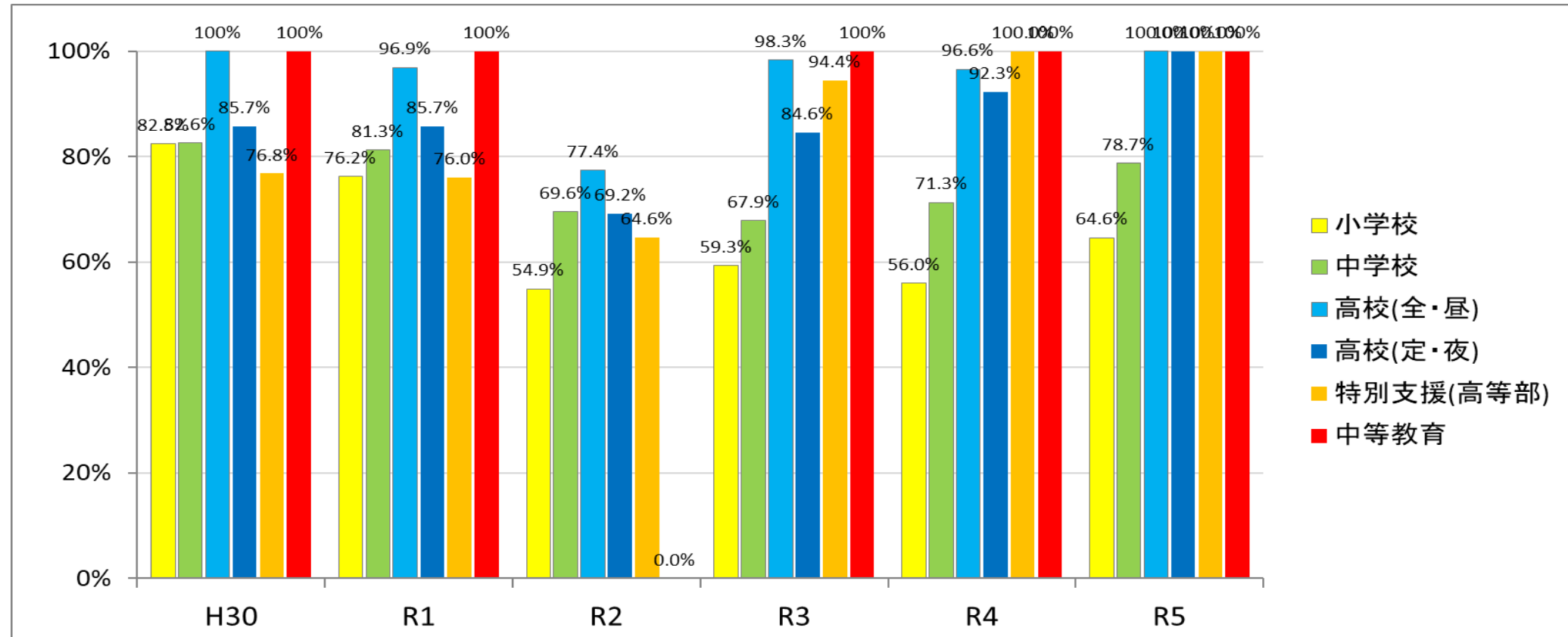
心身の健康の保持増進

- メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成
 - ・日頃からの健康観察の強化と結果の活用
 - ・家庭や関係機関等との連携強化
- 性に関する指導、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実
 - ・教育活動全体を通じた推進
 - ・外部講師の活用
- 望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実
小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針



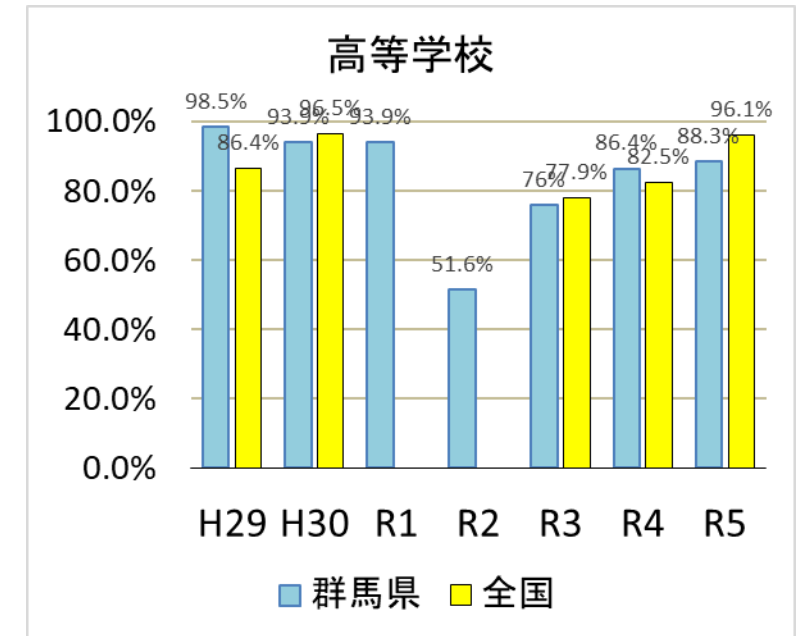
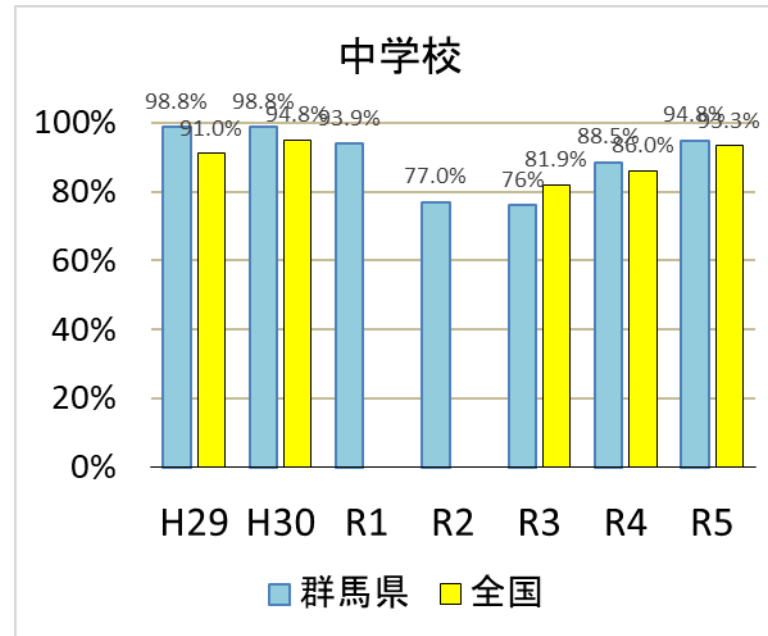
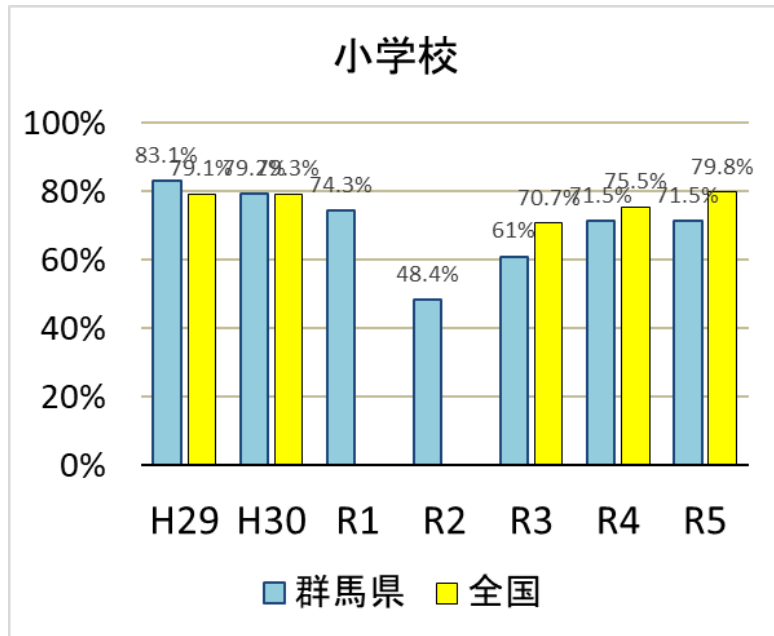
1 性・エイズ教育及び薬物乱用防止教育の推進について

本県の性・エイズ教育講演会開催率の推移(H30～R5)



- 性・エイズ教育講演会の開催についても、小中高等学校、各校種の開催を100%を目標とする
- 性に関する指導の一環として、児童生徒が命を大切にしたり、性情報の氾濫や性感染症、望まない妊娠等の様々な健康問題に適切に対応できる能力や態度を育成したりすることができるように各校で実施啓発

薬物乱用防止教室開催率（H29～R5）



- 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。（第6次薬物乱用防止五か年戦略）
- 未開催の学校は年度末までに開催（小学校もなるべく）する

2 がん教育について

がん教育に関する教材(文部科学省サイト)

小学校版
がん教育プログラム
補助教材

本プログラムは健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者やその家族など、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ることを目的としています。

本教材を活用するに当たっての留意事項
命についての授業になりますので、児童の家庭状況や心理面の配慮が必要です。本教材P.10の留意事項を、必ず御確認ください。

中学校・高等学校版
がん教育プログラム
補助教材

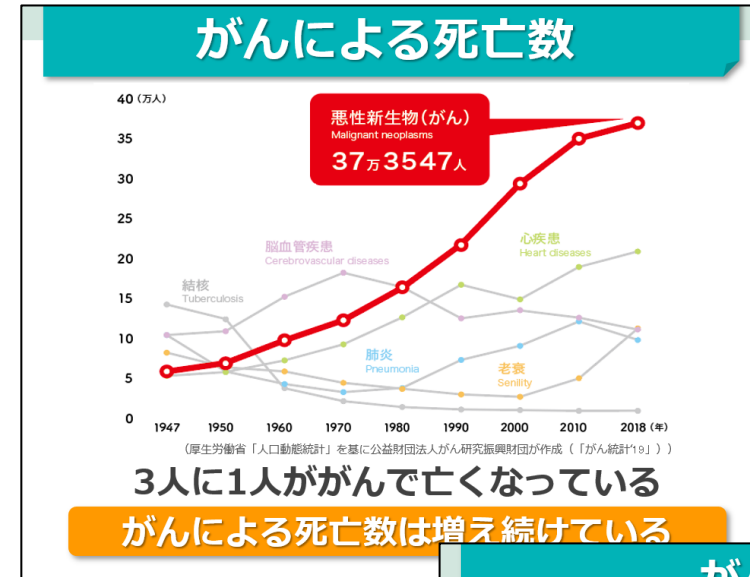
本プログラムは健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者やその家族など、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ることを目的としています。

本教材を活用するに当たっての留意事項
命についての授業になります。生徒の家庭状況や心理面についての配慮が必要です。本誌P.5の留意事項を、必ず御確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1370005.htm



モジュール教材の紹介



がんの原因

がんには原因のわかっているものとわからないものがある

- 細菌・ウイルス
- 生活習慣
- 遺伝的原因
- 不明

2 がん教育について

群馬県がん教育の手引き

がん教育の手引き

(令和4年3月)



©群馬県 ぐんまちゃん

群馬県教育委員会

監修：がん教育の手引き作成委員会



<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/wysiwyg/file/download/511/4222>

外部講師を活用した取組を推進

6 授業のねらいと外部講師の活用モデル

本モデルでは、道徳や特別活動の例を示しているが、これらの授業と関連付け、体育・保健体育科における指導の充実を図ることが前提となる。

校種	授業のねらい	教育課程上の位置付け	外部講師(例)
小学校	体育科保健領域の学習内容を踏まえ、がんという病気やその予防について、専門家から医学的かつ実践的な内容について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	がん患者の気持ちや生活、様子について理解を深め、思いやりをもって関わるができるようにする。	道徳	がん経験者 看護師等医療従事者
中学校	保健体育科保健分野の学習内容を踏まえ、医療関係者からがんの検診や治療法、緩和ケアなどの実際や最新情報について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	自他の健康や命を大切にしようとする意識を高め、病気と共に生きる人に思いやりをもって接することができるようにする。	道徳	がん経験者 看護師等医療従事者
高等学校	保健体育科科目保健の学習内容を踏まえ、がんに関するより医学的な最新情報や、社会におけるがん患者の実態等について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	がんを自分の問題と捉え、考える。自分や家族が、がんになった時に、自己選択・自己決定ができるよう考え方を深める。	特別活動	がん経験者 看護師等医療従事者

【薬物乱用防止教室マニュアル】



【保健教育における個別指導の考え方、進め方】



3 群馬県学校保健関係調査について

【調査目的】

健康教育の一層の推進等に役立てるため、県内の学校に対して、令和6年度における学校保健に関する調査を実施。

【調査内容】

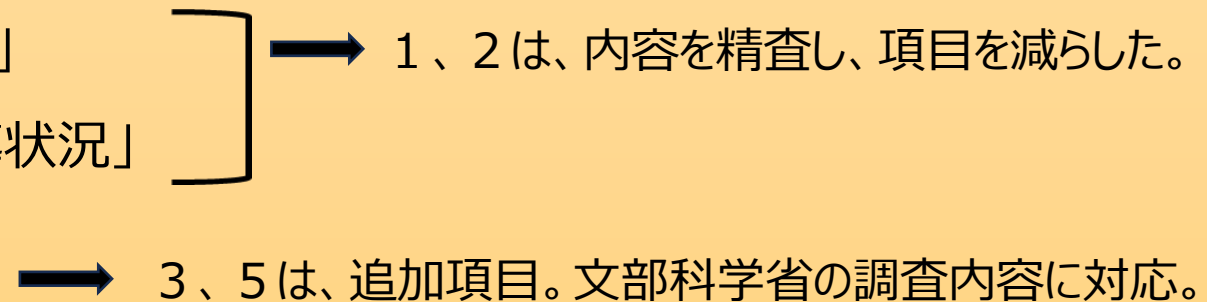
1、「エイズを含めた命・性に関する指導状況」

2、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の指導状況」

3、「薬物乱用防止教室開催状況」

4、「学校保健委員会に関する調査」

5、「がん教育実施状況」



<調査依頼> 12月10日(火)

<提出期限>

市町村教育委員会 1月31日(金)

各教育事務所 2月7日(金)

令和6年度 第2回指導主事会議 (R6.12.18)

健康体育課 学校保健係 生田 麻衣

- ・望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実について

令和6年度学校教育の指針（健やかな体の育成）

心身の健康の保持増進

- メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成
 - ・日頃からの健康観察の強化と結果の活用
 - ・家庭や関係機関等との連携強化
- 性に関する指導、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実
 - ・教育活動全体を通じた推進
 - ・外部講師の活用
- 望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実
小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針



□望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実

★取組の例（健康推進学校表彰応募校等の取組から紹介）

・全校体制で運動量を増やす

『体育委員から逃走中（全校鬼ごっこ）』や、学校・家庭で行う『体力upビンゴカード』など、**子供たちのアイディア**によって、**楽しみながら取り組める**よう工夫する。

・食に関する指導を充実させる

『推しおやつの紹介』（お気に入りのおやつの成分やカロリー等を調べ、健康によい食べ方を紹介する）など、**身近な題材を取り上げた指導の工夫**や、**栄養教諭と連携した個別指導**を充実させる。

・健康的な生活習慣の定着に向けた指導を充実させる

『健康度UP大作戦』（全校生徒が健康課題を共有し、生徒会が中心となって各委員会で課題解決への取組を展開する）や『118（いい歯）運動週間』など、**児童生徒が健康課題を自分事として認識し、解決するための正しい行動を選択し、主体的に実践できる**力を育めるよう工夫する。

高崎市立東部小学校

組織的な健康づくり

プロアスリートなどの外部講師を有効的に活用

生活リズムチェックやノーメディアデーの取組を通じて健康課題を家庭と共有



「体力の低下、肥満傾向児の増加」に着目した取組

東部小体操



パワーアップデー



桐生市立桜木中学校

メディアの長時間利用による心身への影響

睡眠不足

対人トラブル

視力の低下



おさらい～osarai～

*近視の人は、目の負担になるリスク
*日頃の生活で気をつけたいこと
・正しい姿勢 ・適度な部屋の明るさ
・適度に目を休める ・疲れ目を放す
*目の健康のために良いこと(近視の)
①外遊び ②すいみん ③バランスの

(担当：3の3保健委員)

学校保健委員会、「メディアカルテ」、保健集会、掲示物等で啓発

自分の健康を自分で守るために「やってみた」！！

保健委員の
決めたテーマ

月	テーマ
5月	熱中症予防
6月	歯みがきのポイント
7月	メディアの使い方
9月	ケガの予防と手当
10月	目の健康
11月	質の良い睡眠
1月	感染症予防
2月	心の健康

テーマ別
に
動画作成



動画の内容を実践し、
保健委員が成果を実感！



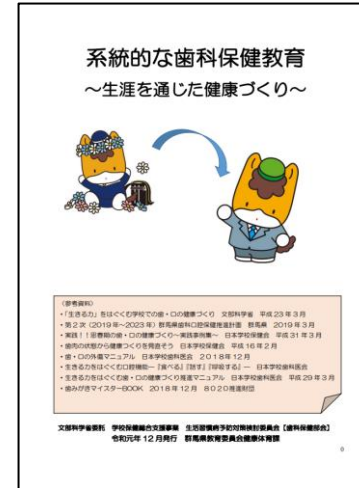
自他の命や健康の大切さを知り、生涯にわたる健康を自分自身で守るための行動を決め、生活の中で実践できる子供たちの力を育てるために…



小・中学校における生活習慣病
 予防対策基本方針
 ～「健康的な生活習慣の定着をめざして～」
 平成29年11月
 群馬県教育委員会



群馬県HP
 掲載ページQRコード



系統的な歯科保健教育
 ～生涯を通じた健康づくり～
 令和元年12月
 群馬県教育委員会



群馬県総合教育センター
 HP掲載ページQRコード



子供の目の健康を守るための啓発資料

(文部科学省 啓発資料URL)

・子供の目の健康を守るための啓発資料

https://www.mext.go.jp/content/20240730-mxt_kenshoku-000031776_11.pdf

・近視について解説した資料

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_01.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_02.pdf

・児童生徒の近視実態調査事業「調査結果報告書」等の掲載ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353640.htm